

こども権利ってなあに？

第1号

2022年5月



武蔵野市では、「子どもの権利条約」に基づき、市を子どもにやさしいまちに
していくことをめざして子どもの権利についての条例をつくる準備を進めています。

ここでは、子どもの権利のことや条例の準備の様子、中高生世代ワークショップ
「Teensムサカツ」の活動の様子などについて紹介していきます。



子ども権利条約とは？

子どもの権利条約は、ユニセフ(国際連合児童基金)をはじめ、国際機関や世界中の国々が
協力して作成しました。

条約には、子ども(18歳未満)が、大人と同じように一人の人間としていろいろな権利を
持っていること、そのなかには子どもならではの権利もあることなどが書かれています。

子どもの命と健やかな成長を守るため、日本も1994年からこの条約に加わりました。

子どもの権利条約には4つの原則があります

子どもは自分に関係のあることについて、自由に
意見を表すことができ、おとなはその意見を子ども
の発達に応じて十分考慮するということ

命を守られ
成長できる
こと

子どもに
とって最も
よいこと

意見を表明し
参加できる
こと

差別のない
こと

子ども自身や親の人種、
性別、意見、障がい、経済
状況などどんな理由によっ
ても差別されず、権利が保障
されるということ

子どもに関することが行われる時は、
「子どもにとって最も良いこと」を
第一に考えるということ

令和4年度 Teens ムサカツ 中高生世代の実行委員を募集します！

中高生世代の
みなさんへ

これからの市について意見を出し合う場「Teens
ムサカツ」の中高生世代の実行委員を募集します。
令和4年度も昨年度に引き続き、「子どもの権利に
関する条例」をテーマとしたワークショップなどを
実施します。

■対象

市内在住・在学の中高生世代の方、20名程度

■活動

年5回程度

(第1回6月12日(日)午後1時30分~4時30分)

■申込

5月29日(日)までに市ホームページまたは
Eメール(事業名、住所、氏名【ふりがな】、電話番号、
年齢を明記)で子ども子育て支援課(☎60-1851、
sec-kodomokosodate@city.musashino.lg.jp)へ

学校外につながり
をつくれるチャンス！

自分の思いや考えを
みんなと共有できる！

ムサカツの活動内容(予定)

テーマ:子どもの権利に関する条例

- 子どもの権利ってなんだろう？
- どんな条例がいいかな？
- 条例をたくさんの人に知ってもらうには？

など 同世代の人たちとワイワイ話しましょう♪

〈記念品〉
図書カード
2000円分



お申込みは
こちらから

委員会で考えている

子どもの権利に関する条例(中間報告)

ってどんな内容?

色々な立場の大人で構成された「子どもの権利に関する条例検討委員会」で条例の内容を考えていますが、中高生世代ワークショップ「Teensムサカツ 2022春」など子どもの皆さんの声を聴きながらつくっています!



委員会で検討している条例の内容の中間報告ができたので、紹介します。
どの項目が気になるかな?

前文

(条例で大事にしたいこと)

- 子ども一人ひとりが人間として大切にされること
- 子どもの権利は、家庭や学校など子どもの身近な生活の中で守っていくこと
- 子どもが意見を表し、その意見を大切にするなど、「子どもの参加」のもとで子どもにやさしいまちを目指すこと



条約があるのに、どうして武蔵野市で子どもの権利に関する条例をつくるの?

「条約」は国同士のルールですが、「条例」は市のルールです。
武蔵野市では、「条例」をつくることで、子どもの権利を守るまちとしての大切なルールをずっと残していきたいと考えています。

子どもにとって大切な子どもの権利

- 安心して生きる権利
- 自分らしく育つ権利
- 休む権利
- 意見を表し、参加する権利
- 遊ぶ権利
- 学ぶ権利
- 差別されない権利

Teensムサカツなど子どもからのことばも入れる予定です



委員会では…

- *つらいときは休んでも良いということを知ることが大事
- *子どもが休むための仕組みが必要ではないかななどの意見がありました

すべての子どもへの支援

- 子どもは、一人ひとりに合った支援を受けられることができる

おとなになるための支援

- 子どもがおとなになるときに、自信をもって社会で生きていくための支援を受けられることができる

子どもの居場所

- 子どもが安心して、自分らしくいられるための居場所をつくる
- 子どもが、安心できる人とつながり、相談できる場をつくる
- 子どもの遊ぶ権利を確保するために、子どものための遊び場を用意する



こ けんり し 子どもの権利を知ること



○ 子どもが子どもの権利を知る機会をつくる

○ 子どもの権利について、家庭や学校などに向けて伝える

いじんかい
委員会では…

子どもの権利の白や子どもの権利月間など
忘れないようにする取り組みも必要
という意見がありました

こ あんしん あんぜん 子どもの安心・安全

○ 子どもの施設では安全に気をつけて、事故がおきた場合は、同じことが起きないように取り組む

○ 子どもがどのような暴力も受けることなく、安心して暮らせる環境をつくる

○ 虐待は子どもの権利を傷つけることであるため、虐待から子どもを守る環境を整える



こ いけん あらわ さんか 子どもが意見を表したい参加すること

○ 子どもに関係のあることを決めるときは、子どもの意見を聴き、意見を大切に

○ 子どもが参加することの楽しさを味わえる場をつくる

○ 市が子どもに関する政策や計画をつくるときは、子どもの意見を聴く

いじんかい
委員会では…

ティーンズ
Teensムサカツのような子どもの
会議も必要ではないかという
意見がありました

こ そうだん 子どもの相談



○ 子どもが直接相談することができる市の相談窓口をつくる

○ 窓口で相談を受けた人は、子どもの権利を守るための必要な支援を行う

○ 市の相談窓口のほかにも、困りごとや不安に感じることなどを気軽に話せる身近な相談の場をつくっていく

○ 相談を受けた人は、子どもの秘密を守る

いじめを止めること

○ 子どもへのいじめは子どもの権利を傷つけることである

○ 学校をいじめのない安心できる場にしてい

○ いじめが起きたときに、それを解決するための仕組みを整える



いじんかい
委員会では…

子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が傷つけられた場合に救うための専門の相談員(子どもの権利擁護委員)を置くことを検討しました

じょうれい かんが 条例の考えを

じつげん 実現するための取り組み

市は、条例を推進する計画(子どもプラン武蔵野)を作ります。

計画に基づく市の取り組みが子どもに届いているかも確かめていきます。



ほか
他にもこんな内容があります

市

子どもの権利を守るための
ルールをつくり、市民や地域の
団体と協力して、子どもの
ための取り組みを進める

事業者

子どものために
市などに協力する

家庭

子どもが自分の意志と力で
育つことを支えていく

子どもの権利を守るための
大人の役割

学校などの施設

市が進める取り組みに協力し、
施設が子どもを大切に、安心できる
居場所になるようにしていく



スケジュール



令和3年5月

「子どもの権利に関する
条例検討委員会」
での検討を開始

令和4年3月

「Teens ムサカツ
2022春」で子ども
の権利に関するワ
ークショップを実施

令和4年5月

委員会中間報告
についてのパブリ
ックコメント(意見
募集)実施



令和4年12月頃

市のつくる条例
素案についての
パブリックコメント
(意見募集)実施
(予定)

令和5年2月

条例案の完成、
市議会への議案
提出(予定)

委員会の中間報告について パブリックコメント(意見募集)を実施します

募集期間：令和4年5月15日(日)から令和4年6月6日(月)まで(必着)

子どものみなさんへ



これを見て、「いいな」「大事だな」と思ったことや「どうかな」と思ったこと、
感想などみなさんの思いや考えを教えてください。

「子どもの権利に関する条例(仮称)」はみなさんの権利についての
条例です。ぜひみなさんの意見を教えてください！

▲ここから意見を教えてください

いただいた意見は、委員会に伝え、条例づくりにいかしていきます。

おとなの方へ

中間報告について、ご意見をお寄せください

○提出方法

氏名・住所・電話番号を明記のうえ、市ホームページ、Eメール、
FAX、郵送、直接持参のいずれかによりご提出下さい

○提出先

武蔵野市役所 子ども家庭部子ども子育て支援課子ども政策係
(お問い合わせ 電話:60-1851)

〒180-8777

武蔵野市緑町2-2-28 武蔵野市役所南棟 3階

Eメール:sec-kodomokosodate@city.musashino.lg.jp

FAX:51-9417

市民意見交換会

※申込は不要です

①5月21日(土)午前10時～

(武蔵野商工会館 4階 市民会議室)

②6月1日(水)午後6時～

(武蔵野市役所 西棟4階 412会議室)

③6月4日(土)午前10時～

(武蔵野スイングホール 10階 スカイルーム)

※③のみ手話通訳あり(5月22日までにEメール
またはFAXで申込みが必要です)



委員会の中間報告、
パブリックコメント等、
詳細は左記から市ホーム
ページをご覧ください